

議案第二十号

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清 家 愛

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年港区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第八条中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改める。

第十一条中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

る条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される港区議会議員及び区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された港区議会議員及び区長の選挙については、なお従前の例による。

（説明）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百号）の施行による公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部改正を踏まえ、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、本案を提出いたします。